

悩んでいること 相談してみませんか?



18歳未満のお子さんのこと
どなたでも
ご相談
できます!

こんなとき 相談してもいいのかな?

- いじめられていて、つらい・・・
- 学校に行きたくない・・・
- 家に帰りたくない・・・
- 友だち関係で悩んでいる。
- クラブチームの練習が苦しい。
やめたいけど、やめさせてもらえない。

ひとりで悩まないで、お話をさせてね。

0120-370-642

(通話無料)

気持ちに寄り添いながら、一緒に対応を考えます!

専門的な知識と経験を持つ
子どもの権利擁護委員



初回相談は、
私たちが
対応します。

調査相談専門員

あなたの気持ちを
聞かせて
ください
相談

あなたの気持ちを
橋渡し役に
なります
調整

安心できるまで
寄り添います
**事実の調査
報告 要請**

法律
教育



沼田 徹
(弁護士)



小林 央美
(大学院教授)



関谷 道夫
(臨床心理士・公認心理師)

心理
福祉

青森市子どもの権利相談センター

面談する 子どもの権利相談センターで相談

電話相談 0120-370-642 (通話料金はかかりません)

メール相談 ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

〒030-0801

青森市新町1丁目3-7
市役所駅前庁舎3階 子どもの権利相談センター

FAX相談 ☎017-763-5678 相談できる時間 月～金 10:00～18:00
※ 土日・祝日・年末年始はお休みです



※ご利用時間の駐車料金は無料です。

青森市 子どもの権利 相談 で検索

青森市子どもの権利相談センターは、行政からの独立性を確保された、子どもに関する専門の救済機関です。

発行：青森市子どもの権利相談センター事務局（青森市福祉部子育て支援課）

あなたに知ってほしい!! 子どもの権利のこと

～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。
青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に
育ってほしいというわがいをこめた、「青森市子どもの権利条
例」という市のきまりがあります。

【問い合わせ先】

青森市福祉部子育て支援課

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 青森市役所 駅前庁舎3階

TEL：017-734-5320 FAX：017-763-5678

（青森市子どもの権利条例は、青森市のホームページでも見るすることができます。）

青森市子どもの権利条例 で検索

1 「青森市子どもの権利条例」とは？

青森市では、「**子どもの権利条約**」(※1)の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

(※1) 「子どもの権利条約」

世界中の子ども一人一人が人間として当然持っている権利を保障し、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう1989年(平成元年)に国際連合において採択されました。我が国は1994年(平成6年)に批准しています。

2 子どもの権利保障の基本的な考え方

この条例では、子どもの権利保障は、次のような基本的な考え方に従って進められなければならないことを定めています。

子どもの最善の利益を優先して考えること

「子どもの最善の利益」とは、「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という子どもの権利条約の基本理念に基づいた考え方です。

子ども一人一人が権利の主体として尊重されること

子どもは、単に保護される対象ではなく、権利を行使する主体でもあるという考え方です。

子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること

子どもは、その年齢や成長、発達の段階に応じて、それぞれ異なった対応が求められることから、子ども一人一人の成長や発達の度合いに応じた適切な支援が行われるべきであるという考え方です。

3 大人の責務

この条例では、子どもの権利を尊重するために、大人が果たさなければならない責務を定めています。

子どもの権利を尊重することは、単に子どもの要求や意見をそのまま受け入れることではなく、子どもの最善の利益を考慮して行われなければなりません。

保護者の責務

保護者は、**子育ての第一の責任者**として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

地域住民の責務

地域住民は、**地域が子どもの成長と発達にとって重要な場である**ことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

育ち学ぶ施設(※2)の関係者の責務

育ち学ぶ施設の関係者は、**子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つ**ことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(※2) 育ち学ぶ施設

保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設のこと。

4 子どもにとって大切な権利

この条例では、子どもには、健やかに成長し発達していくために、次のような権利が保障されなければならないことを定めています。

安心して生きる権利

- 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 愛情をもって育まれること。
- 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 性別、国籍、障がいなどを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

自分らしく生きる権利

- 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

子どもの権利は、何らかの義務を果たすことを条件に保障されるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件に認められるべきものです。

豊かで健やかに育つ権利

- 遊ぶこと。
- 学ぶこと。
- 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

意見を表明し参加する権利

- 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 仲間をつくり、集まり、活動すること。



他人の権利を尊重することも大切です！！

この条例では、子どもが権利を行使する際には、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにする必要があるので、「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」(第5条)と規定しています。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」